

住宅政策本部の消費税未申告事案に関する調査報告書（概要）

第 1 章 総論（P1～7）

1 事案の概要

- ・ 住宅政策本部（以下「本部」という。）は、令和 5 年 10 月 1 日から開始された消費税の適格請求書等保存方式への対応に合わせ、令和 5 年度分から都営住宅等事業会計（以下「都住会計」という。）に係る消費税を申告・納付していたが、令和 7 年 5 月 12 日、東京国税局から令和 4 年度以前分（以下「過年度分」という。）の消費税の申告の有無に関する照会を受けた。
- ・ 今年度の担当者が確認したところ、過年度分も申告義務があったにもかかわらず未納であったことが判明し、9 月 22 日、時効が完成した年度分を除く平成 31 年度から令和 4 年度分までの消費税の申告・納付を行い、その旨を公表した。
- ・ さらに、その過程で、令和 5 年度分の申告納付に係る業務委託を令和 6 年度に受託した税理士法人（以下「税理士法人」という。）から、過年度分の申告義務の確認が必要であると指摘を受けていた事実が判明した。
- ・ 本報告書は、9 月 25 日に知事の指示を受けて実施した調査の結果であり、都住会計に係る消費税の未申告がなぜ生じたのか、令和 6 年度の税理士法人からの指摘がなぜ速やかな申告につながらなかったのか、当該指摘を受けて以降消費税の未申告に関する情報はどのように庁内で報告・共有されたのか、を中心に事実関係を明らかにするとともに、同種の事態が発生しないための再発防止策を提示するものである。

2 都住会計について

(1) 自治体の特別会計

- ・ 自治体の特別会計には法令により設置が義務付けられるものと条例に規定することで任意に設置することができるものがある。都住会計は後者に該当する。
- ・ 地方公営企業法が適用される公営企業の特別会計では企業会計方式が採用され、それ以外の特別会計では官庁会計方式が採用される。都住会計は後者に該当する。

(2) 都住会計の概要

- ・ 都営住宅の整備や管理等については、平成 13 年度までは一般会計で経理を行っていたが、平成 14 年度以降は特別会計である都住会計を設置して経理を行っており、都営住宅等の管理・建て替えの事業費や都債の償還費等を計上している。

(3) 都住会計を所管する組織の変遷

- ・ 都住会計は住宅局（平成 14～15 年度）、都市整備局（平成 16～30 年度）、住宅政策本部（平成 31 年度（令和元年度）～）が所管してきており、本部では、都住会計の経理を都営住宅経営部（以下「都住部」という。）経営企画課（以下「部経理」という。）が担当し、本部全体の経理を統括する住宅企画部（以下「住企部」という。）企画経理課（以下「局計理」という。）が都住会計の予算・財産の適正な管理や都住部の事務執行が円滑に行われるよう調整を図る役割を担っている。

3 消費税について

(1) 消費税制度の概要

- ・ 消費税の課税対象となる商品やサービス等の売上金額（以下「課税売上高」という。）が基準期間において免税点（平成 16 年 3 月までは 3,000 万円。それ以降は 1,000 万円）を超える事業者や適格請求書発行事業者の登録を受けている事業者等に消費税の申告義務がある（以下「課税事業者」という。）。
- ・ 課税売上高が免税点以下の事業者は申告の義務がなかったが、令和 5 年 10 月 1 日に適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が開始された後は、適格請求書発行事業者となることを選択した場合は、課税事業者となって消費税の申告・納付を行う必要が生じた。

(2) 自治体の申告義務

- ・ 自治体が行う事業は、一般会計又は個々の特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして消費税法の規定が適用される。
- ・ 一般会計の事業や、専ら一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計（以下「みなし一般会計」という。）には消費税の申告義務がない。一方、みなし一般会計でない特別会計は、課税売上高が免税点を超える場合や適格請求書発行事業者となっている場合等には消費税申告を行う必要がある。
- ・ 一部事務組合の特別会計には、一般会計とみなされ申告義務がないものがある。

(3) 都住会計の申告義務

- ・ 都住会計は、みなし一般会計とならず、課税売上高が平成 14 年度時点で約 7 億 8,000 万円と推計されるため、設置当初（平成 16 年度分）から継続して申告義務があったと考えられる。

第 2 章 本件の事実関係（P8～40）

1 都住会計の設置に向けた検討

- ・ 平成 12 年 12 月策定の「都庁改革アクションプラン」において、都営住宅事業

の収支を明確にする仕組みを整備するとの方針が示された。

- ・ 平成 13 年 4 月、住宅局は都営住宅事業の特別会計化に係る検討を開始した。既存の予算科目や財源を一般会計から移行するための検討が中心で、特別会計化に伴って発生する法的な義務等の検討を行う必要性が認識されなかったため、消費税の申告義務に気付くことなく、検討もされなかった。財務局は、他の特別会計で消費税の申告を行っていたことを組織としては把握する立場にあったが、担当者が異なり情報が共有されず、特別会計化に伴って消費税の申告義務が発生するとの知識が欠けていたため、住宅局にアドバイスすることができなかった。
- ・ 都住会計は都営住宅事業の収支の明確化を目的として一般会計から分離された会計であり、事業内容も一般会計の頃と同様であったために、実質的には一般会計とほぼ同じとの認識が職員には強かった。加えて、消費税と特別会計設置との関係に関する知識が不足していた。これらのことが、都住会計の設置に当たり消費税の申告義務について検討されなかったことの主な理由であると考えられる。

2 都住会計設置後の状況

- ・ 消費税の申告・納付の必要性を職員の誰も認識しないまま都住会計の運営が開始された後の時期においては、担当職員は過去の事務処理等を参照しながら実務を進めていたため、消費税の申告義務の存在に気付くことはなかった。

3 平成 28 年度税制改正前後における状況

- ・ この時期の部経理担当者は、他自治体からの照会を契機として、都住会計に係る消費税の申告義務の有無を確認する必要性を認識していたものの、申告漏れが長年見過ごされていることはないだろう、会計設置時に整理されているだろうという先入観を持っていたため、十分に検討を行わないまま問題を先送りした。

4 都議会議員への対応を契機とした検討

- ・ 令和元年 11 月、都住会計に関する都議会議員とのやり取りの後、都住会計に消費税の申告義務がないという前提でその理由を整理しようとした部経理の E 課長は、個人的に親しかった財務局主計部の担当課長に相談し、メモ（以下「令和元年度部経理保管メモ」という。）を受領した。都住会計とは関係のない一部事務組合の会計の区分に関する国税庁の説明（法令に特別会計を設ける旨の規定がある場合は格別、その他の場合は、一般会計であることは、普通地方公共団体の場合と同様である）を参酌して都住会計に申告義務はないとの考え方を記載したものであり、E 課長はその妥当性を検証することなく受け入れた。

- ・ E課長は令和元年度部経理保管メモを、個人的につながりがある財務局主計部財政課（以下「財政課」という。）の職員から受け取った資料であるとして部経理の職員Bに渡した。職員Bは都住会計において消費税の申告が不要である根拠が整理されたと認識し、後任の職員Gに「都住会計は法令で設置を義務付けられた特別会計でなく、事業の性質から一般会計と同様であるという整理のもと、現在、消費税の税務申告は行っていない」と引き継いだ。令和元年度部経理保管メモは正式に照会したものではなかったが、後に財政課の公式見解として部経理の担当職員に受け止められていったことで、消費税の未申告は続くことになった。

5 インボイス制度開始に向けた準備

- ・ 令和3年6月1日、総務省から各自治体に対し、インボイス制度への対応を進めるよう依頼する通知が発出され、令和4年6月20日には留意事項等に関する通知とQ&Aが発出された。これらは局計理経由で部経理に送付されたが、局計理は部経理の検討内容の確認等を行わず、部経理のI課長（令和4年度～）は対応を担当の職員Gに任せており、検討状況を把握していなかった。
- ・ 令和4年7月15日、令和5年度予算要求の説明の場において、職員GはI課長とJ都住部長に対し、国税当局から都住会計が一般会計扱いとはみなされず申告義務ありとされる可能性があることを説明したが、両者は税務署への確認等を指示することなく、進捗管理も行わなかった。
- ・ 令和4年8月10日、職員Gは局計理の職員Lに相談の上、都住会計が用いるべきインボイスの登録番号について総務省に照会を行った。これは、令和元年度部経理保管メモに記載された考え方にに基づき照会したものであり、法令によって設置が義務付けられていない特別会計を消費税法上一般会計として扱うとの考えが正しいか確認する意義を持つものであったが、総務省からの回答は部経理の考え方を明確に否定するものであった。しかし職員Gは、これまでの対応に間違いはないはずだとの思いを持ち続け、回答内容を吟味せず、I課長にも報告しなかった。また、職員Lは職員Gに対し、別の観点から都住会計と消費税の関係を整理するよう助言はしたものの、その後の確認は全く行わなかった。
- ・ 令和5年1月31日、職員Gはインボイス登録の申請を新宿税務署に対して行った。申請に関する決裁の際、職員Gは局計理の職員に対して、都住会計における消費税の確定申告は一般会計と同様の扱いであると説明したが、インボイス登録に伴い申告義務が発生する（本来、一般会計であれば申告義務はない。）という矛盾した認識のもと、4月27日、一般会計であれば届出不要の「e-Taxによる

申告の特例に関する届出書」を新宿税務署に提出した。

- ・ このように、消費税の未申告が誤りであったことに気付く機会が何度もあったが、担当の職員は、これまでの対応に間違いはないはずだとの思いを持ち続け、未申告状態は放置されたままとなった。

6 インボイス制度開始後の対応

- ・ 令和5年度分の消費税については、令和6年度に申告・納付するため、令和6年度予算で対応する必要があった。一般会計とみなす一方でなぜインボイス登録に伴い申告する必要があるのか等について局計理も含めて議論されないまま、予算措置がなされた。令和6年度の確定申告に向け、本来であれば令和5年度中には専門家と委託契約を締結して対応を進める必要があったが、職員Gはこうした準備を行わなかった。職員Gの後任の職員O（令和6年度～）は、これまで経験がない中で苦慮しながら申告に向けた準備を進め、令和6年6月21日に税理士法人とのアドバイザリー等業務委託契約を締結した。なお、この委託契約の入札前に実施された事業者との質問・回答の中で、職員Oは、令和5年10月1日のインボイス登録を機に都住会計は課税事業者となると回答した。
- ・ 令和6年7月17日、職員Oは税理士法人から、駐車場の売上高が1,000万円を上回っているため都住会計は令和5年10月1日からではなく同年4月1日から納税義務者になると思料する、令和4年度以前の消費税の納税義務についても確認する必要があると思う、との連絡を受けた。8月22日に職員Oは税理士法人と打合せを行い、時効が完成していない平成30年度から令和4年度までの分について納付しなければならない可能性が極めて高いことを認識したと考えられる。9月20日、職員Oは税理士法人から、課税売上高が1,000万円を超える場合には申告が必要となる、という内容のメールを受領した。
- ・ 本メールを受け、職員OはI課長に報告したが、I課長は、過去の経理担当者が整理してきているのだから間違っているはずがないという認識の下、問題があれば国税局から連絡が来るはずという受け身の姿勢から、P都住部長に対し報告・相談を行わなかった。また、過年度申告に向けた、職員Oをサポートするための課内での業務分担の見直しや他の課等への応援要請なども行わなかった。この結果、平成30年度分の時効を完成させてしまった。

7 東京国税局からの指摘後の対応

- (1) 東京国税局の指摘に対する本部の初動対応（納税義務の確認）

- ・ 令和7年5月12日の東京国税局からの照会により、都住部（T都住部長、部經理のR課長、部經理の職員Q。以下同じ。）は平成31年度から令和4年度分までの都住会計に係る消費税の申告・納付を行わなければならない可能性が高いことを認識し、5月15日にW本部長以下の枢要幹部に報告した。6月23日、令和6年度に契約した税理士法人と申告義務に関する見解を得るため契約を締結し、6月27日には税理士法人から正式な回答ではないとしつつも、消費税の申告義務がある旨の連絡を受けた。

(2) 庁内への説明に関する本部の対応

- ・ 令和7年7月7日、都住部はW本部長以下の枢要幹部に対して、納付までのスケジュール案と副知事への説明資料案を説明した。この際、令和6年7月17日に職員Oが税理士法人から受領したメール文も報告し、過年度分を納めていないことについて確認した方がよいとの指摘を職員Oが受け、昨年度中にI課長にもその話が伝えられていたことを説明した。
- ・ 本部の枢要幹部は、指摘を受けたのに申告義務を果たさなかったことが組織としての重大な問題であることを十分に認識せず、当時の課長と職員の個人的な責任問題であってコンプライアンスを所管する総務局が対応するものであると考え、知事に対し本部からは積極的に報告しない方針が共通認識となっていた。副知事や特別秘書への説明の場で、令和5年度分の申告の際に過年度分の申告義務について気づかなかったのかとの趣旨の質問がなされたが、本部は税理士法人から指摘を受けていたことを説明しなかった。8月27日、W本部長は知事に平成31年度分から令和4年度分の申告・納付について報告し、この際にも特別秘書から「普通、係長、課長など誰か気づくよね」との発言があったが、税理士法人から指摘を受けていたことを説明しなかった。

(3) プレス発表に向けた本部の動き

- ・ 上記特別秘書からの指摘を受け、本部は、昨年気づけなかったということに対外的にどのように説明すべきかという問題意識を持った。プレス発表に向けた想定問答を作成する中で、税理士法人から過年度分の申告義務について指摘はなかったのか、と問われた場合には事実関係を説明する方針を持つに至ったが、令和6年度の職員の責任に話が及ばぬようにしようとしたため、「税理士法人から過去の課税対象の確認はあった」旨を回答することとした。なお、本部はこの想定問答を知事や副知事に説明しなかった。
- ・ 令和7年9月22日、本部は平成31年度から令和4年度分の消費税の申告・納

付を行った旨のプレス発表を行ったが、令和6年度に税理士法人から指摘を受けていたことは記載しなかった。

- ・ 令和7年9月24日、本部は副知事に対し、複数の都議会議員がプレス発表内容に関心を示していること及び都議会議員へのプレス発表内容の説明時の状況を報告した。この中で令和6年度に税理士法人から指摘を受けていたことを知った副知事は、消費税の未申告に関する経緯等を整理し、知事に報告するよう指示した。9月25日、W本部長は知事に税理士法人からの指摘を含む経緯を報告し、知事は総務局に対し、改めて詳細な事実関係を調査するよう指示した。

第3章 調査により明らかになった課題と今後の方向性（P40～51）

1 業務に関する過去の誤りに対する消極的な向き合い方

- ・ 都住会計は都営住宅事業の収支の明確化を目的として一般会計から分離し創設されたものであり公営企業ではなかったことから、特別会計化に伴って消費税の申告義務が発生することに容易に気付けなかった。しかし、その後、本部は都住会計に申告義務があることに気付き得る機会を何度も得ていたにもかかわらず、組織として十分な対応を行わなかった。この背景には、間違いがあるはずがないという、過去からの積み重ねに頼ろうとする職員の強い意識や、議論を重ねて方向性を見出すことを重んじない組織風土が垣間見える。
- ・ 本部長以下の枢要幹部は、令和6年度に税理士法人から過年度分の申告義務に係る指摘を受けていたことの重大性を十分には認識せず、コンプライアンスを所管する総務局が対応するものであるとして、この事実を知事に報告することなく、対外的にも積極的には公表しないことを選択している。都民から見れば、知りつつ納税義務を果たさなかったという問題を隠したと評価すべきものである。

【今後の方向性】

- ・ 過去からの誤りへの気付きを評価し、ともに解決策を考える職場風土を構築する。
- ・ 過去からの誤りの是正を行うことで特定の職員に負担が集中しないよう、部内・局内での対応も含め業務分担の見直し等を柔軟かつ積極的に実施する。

2 情報共有・情報発信に対する消極的な姿勢

- ・ 令和4年8月に行ったインボイス制度導入に関する総務省への照会に対する回答は、都住会計に申告義務無しとしてきた都の考え方を明確に否定するものであったが、担当職員は課長に報告しなかった。また、令和6年度に税理士法人から

過年度分の申告義務の可能性を指摘された際、担当職員から報告を受けた課長は部長に報告せず放置したため、平成 30 年度分の消費税の時効が完成した。情報共有に関する本部の極めて消極的な姿勢は、問題の是正の先送りを招いた。

- ・ 令和 7 年度に上記を把握した本部長以下の枢要幹部は、組織の課題との受け止めをせず当事者意識を持たなかった。プレス発表資料に令和 6 年度に税理士法人から指摘を受けていたことを記載せず、問合せがあった場合にのみ口頭で限定的に事実を答えるという、情報発信に対する極めて消極的な姿勢により、事実が正確に都民に伝わらなかった。

【今後の方向性】

- ・ 迅速な報告・連絡・相談を職員全員に周知徹底させるため、特に管理職に対してその重要性を継続的に訴え、意識改革を促す。
- ・ 職場内におけるコミュニケーションを活性化し、迅速かつ積極的なリスク情報の共有が当たり前とされる組織文化を都庁内に根付かせる。
- ・ 都民目線に立った、丁寧かつ正確でわかりやすい情報発信を徹底する。

3 申告事務に関するノウハウの欠如

- ・ 都住会計の設置段階における検討では、免税点を超える課税売上高がある特別会計には消費税の申告義務が発生するという基本的な認識が職員になかったことから消費税に関する議論に至らなかったと考えられる。
- ・ 都住会計の設置後においても、消費税に関する知識が乏しい担当者だけで不十分な検討を行い税理士等に確認しなかったため、都住会計に係る消費税法上の取扱いに関する誤った見解を導き出した。また、ノウハウに乏しい職員が一人で担当したため、修正申告を招いた。

【今後の方向性】

- ・ 特別会計の経理事務を担当している職員に申告事務に関する実務的な研修を毎年受講させるとともに、マニュアルを整備する。
- ・ 特別会計の経理全般のチェック体制を強化するため専門課長の配置等を検討する。税理士等との業務委託契約を毎年度締結し、申告事務処理能力を強化する。
- ・ 新たな税の創設や既存の税制の大きな改正が行われた際に、関係局に必要な対応を促す組織的な支援体制を整備する。

4 特別会計の管理に関する体制の脆弱さ

- ・ 都住会計は、都営住宅事業を直接担当する都住部と、会計全体を管理し財務局

等との調整を行う住企部の2つの部署が重層的にチェックを行うことになっているが、実質的な進行管理は都住部が担う一方、住企部の主体的な関与は限定されており、本来の管理体制が機能していない。

- ・ 財務局は、他の特別会計で消費税を納税していることを局としては把握していたが、担当職員が異なったために都住会計の申告義務に気づかなかった。
- ・ 都住会計の管理は都住部に任せられ、他の部署によるチェックは脆弱な状況にあった。

【今後の方向性】

- ・ 特別会計所管局として、総務部門である住企部と事業部門である都住部の双方が、それぞれ主体的に責任をもってチェックする本来の体制を改めて確立し、着実に実践する。
- ・ 特別会計に対する局外からのチェック機能の強化に向け、財務局による決算段階での申告事務の確認を行うとともに、会計管理局による会計実地検査を行う際に各局等が新たに発生した取引の課税取引への該当性を専門家に確認しているかをチェックする。

5 組織マネジメントの欠如による業務の属人化

- ・ インボイス制度開始に向けた準備は職員一人に対応していたが、十分な検討を行わなかった。局計理は進捗状況を確認せず、課長も取組状況を把握していなかったため、誤りや遅れに誰も気付かない業務のブラックボックス化が生じていた。
- ・ 令和5年度予算要求に関して、都住部長と部経理の課長は、国税当局から都住会計に申告義務ありとされる可能性があることを担当職員から説明されたが、税務署への確認等を指示することなく、引き続き担当職員一人に任せきりにした。
- ・ 令和6年度の担当職員が申告事務や税理士法人からの過年度分に関する指摘への対応で体調を崩すに至った際、課長は新たなサポート体制の構築等を行わず、税理士法人からの指摘を部長へ報告することも行わなかった。

【今後の方向性】

- ・ 個々の職員に過度に依存することなく組織のポテンシャルを最大限に発揮できるマネジメント力を養うため、管理職の組織運営力向上に向けた研修を充実する。
- ・ 業務のブラックボックス化を防ぐため、複数担当制を徹底させ、業務の「見える化」を実現する。
- ・ 職員同士が職場内で互いに声を掛け合い、支え合う職場風土を醸成する。